

秋田市元気な子どものまちづくり企業認定・表彰制度実施要綱

〔平成28年5月25日
市長決裁〕

(目的)

第1条 この要綱は、従業員が仕事と子育ての両立ができるよう職場の環境づくりや市民の子育てを支援する企業活動を行っている企業を「秋田市元気な子どものまちづくり企業」として認定し、又は当該企業活動を表彰することにより、企業の子育て支援への意欲を高め、優れた取組を広く紹介するとともに、社会全体で子育てにやさしいまちづくりを進める気運を高めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「企業」とは、営利法人、公益法人、特定非営利活動法人および個人商店等をいう。

2 この要綱において、「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

(対象)

第3条 元気な子どものまちづくり企業の認定（以下「認定」という。）の対象となる企業は、次の各号のすべての要件に該当するものとする。

(1) 秋田市内に事業所がある企業であること。

(2) 次に掲げるいずれかの項目で、子育てにやさしい活動を行っていること。

ア 休暇に関する取組

イ 働き方改革につながる取組

ウ その他両立支援に係る独自の取組

エ 地域における子育て支援の取組

2 前項の規定に関わらず、市長は次の各号のいずれかに該当すると認める企業は、認定の対象としない。

(1) 過去3年間に、社会通念上不適切と判断される行為（不法行為等）を行った企業

(2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第6条の認定を

受けようとした企業

- (3) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する企業

（認定単位）

第4条 認定は、事業所単位とする。

（申請）

第5条 認定を受けようとする企業は、秋田市元気な子どものまちづくり企業（認定・更新）申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 認定申請書には、記載内容に関する説明資料、写真および図面等を書面又は電磁的記録によって添付することができる。

（認定および調査）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、別表に定める秋田市元気な子どものまちづくり企業認定基準（以下「認定基準」という。）に照らしてその内容を審査し、認定を行う。

- 2 認定は、認定基準の各中項目の取組項目1つ以上に該当し、その合計点が8点以上の場合に対象となる。

- 3 市長は、前項の審査に当たっては、認定の申請を行った企業に対し、聞き取り調査又は現地調査を実施し、申請内容の確認を行うことができる。

（認定証の交付等）

第7条 市長は、前条により認定した企業（以下「認定企業」という。）に対し、秋田市元気な子どものまちづくり企業認定通知書（様式第2号）、秋田市元気な子どものまちづくり企業認定証（様式第3号）および別に定める秋田市元気な子どものまちづくり企業認定マークを表示した認定ステッカーを交付する。

（変更・廃止の届出）

第8条 認定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秋田市元

気な子どものまちづくり企業申請事項（変更・廃止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 企業および事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業および事業所の住所を変更したとき。
- (3) 認定申請書に記載した子育て支援に関する取組内容、実施状況に変更があったとき。
- (4) 合併又は解散もしくは事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

（認定の更新）

第9条 認定企業は、5年ごとに認定の更新を受けなければならない。

2 認定企業が認定の更新を受けるときは、認定期間終了日の7日前までに申請しなければならない。

3 前項に規定する更新の手続は、第5条の規定を準用する。

（認定の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定企業が、社会通念上不適切と判断される行為（不法行為等）を行ったと認められるとき、又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第1号に該当していたことが判明したとき。
- (2) 認定企業が虚偽の内容により認定申請を行う等不正な手段によって第6条第1項の認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 第3条第2項第3号に該当することとなったとき、又は第5条第1項の申請をした当時に第3条第2項第3号に該当していたことが判明したとき。

2 前項各号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌年度末まで認定の申請をすることができない。

（電子情報処理組織による申請等）

第11条 第5条の規定による申請等は、電子情報処理組織（子ども総務課の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処

理組織をいう。以下同じ。) を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する規定を適用する。

3 第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項および当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

4 第1項の規定により行われた申請等は、同項の子ども総務課の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

(表彰)

第12条 市長は、認定企業のうち、特に優れた取組を実施している企業を表彰することができる。また、特色ある取組を実施している企業に特別賞を授与することができる。

2 表彰を受ける企業の選考は、別に定める秋田市元気な子どものまちづくり表彰企業選考委員会の意見を受けて、市長が行うものとする。

(ワーク・ライフ・バランス推進週間)

第13条 市長は、毎年11月20日から11月26日までの期間を秋田市ワーク・ライフ・バランス推進週間として定め、この要綱に基づく制度の推進に努めるものとする。

2 前条に基づく表彰は、秋田市ワーク・ライフ・バランス推進週間の期間中に行うこととする。

(広報)

第14条 市は、認定企業が実施する仕事と子育ての両立支援の取組および子育てにやさしい取組事例について、市の公式ウェブサイト等により、その普及啓発に努めるものとする。

(庶務)

第15条 この要綱に関する事務は、子ども未来部子ども総務課が行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の秋田市元気な子どものまちづくり企業認定・表彰制度実施要綱第5条又は第9条の規定による申請がされた場合（当該申請について認定を受けていないものに限る。）における認定および調査、認定証の交付および電子情報処理組織による申請等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に認定を受けている企業又は前項の規定により施行日以後に認定を受けた企業に係る認定の変更・廃止の届出および認定の取消しについては、当該企業の認定期間終了日（認定を受けた日から起算して5年を経過した日をいう。）までの間、なお従前の例による。